

第6章 各種計画の量の見込みと確保方策

第1節 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

第2節 放課後児童健全育成事業及び放課後子供教室の量の見込みと確保方策

第3節 代替養育の量の見込みと代替養育体制の確保及び家庭養育の推進

1 概要

本市では、すべての就学児童が、放課後を安全・安心に過ごせる居場所として、全小学生を対象としたわくわくプラザ事業を市内115校で実施しています。

わくわくプラザ事業では、地域ボランティア等の人材を積極的に活用するほか、地域におけるさまざまな施設や団体等の地域資源を生かした多様なプログラムや児童の意見を取り入れた活動を実施しています。

2 取組の考え方

(1) 放課後児童健全育成事業及び放課後子供教室の一体的な実施

放課後児童健全育成事業は、就労等により保護者が日中いない家庭の児童に対して、放課後等に適切な遊びと生活の場を提供し、放課後児童の健全育成を図る事業です。

また、放課後子供教室は、地域住民等の参画を得て、放課後等にすべての児童を対象として学習や体験・交流活動などを行う事業です。

本市においては、国の「放課後児童対策パッケージ」に基づき、本市のすべての市立小学校において、放課後児童健全育成事業と放課後子供教室を一体的に実施するわくわくプラザ事業により、すべての児童が一緒に参加できる学習・体験活動プログラムの実施を推進します。

(2) 小学校の施設の活用

学校は、放課後も、児童が校外に移動せずに安全に過ごせる場所であり、児童のすこやかな成長のため、学校関係者とわくわくプラザ事業の関係者とが、実施主体にかかわらず立場を超えて、放課後児童対策について連携して取り組むことが重要なことから、学校教育に支障が生じない限り、余裕教室や放課後等に一時的に使われていない特別教室等、小学校の施設の活用を促進していきます。

なお、本市においては、児童数の増加が予測されている地域があることや、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の改正に伴う35人学級の実施の影響などにより、教室の確保が課題となる学校があるため、学校施設の活用を検討する際には、教育委員会と十分に連携を図りながら調整を進めます。

(2)-1 余裕教室の活用促進

児童数の動向や設備の状況を踏まえ、現に使われている余裕教室(学習方法・指導方法の多様化に対応したスペース、教職員のためのスペース、地域住民の学習活動のためのスペース等)についても、わくわくプラザ事業に活用できないか、学校と調整を図ります。

(2)-2 放課後等における学校施設の一時的な活用の促進

学校の特別教室や図書館、体育館、校庭等のスペースや既に学校の用途として活用されている余裕教室を、学校教育の目的には使用していない放課後等の時間帯について、わくわくプラザ事業の実施場所として活用するなど、一時的な活用について、学校と調整を図ります。

(3) 学校・保護者との具体的な連携

児童の様子の変化や小学校の下校時刻の変更、事件・事故や天災等の緊急時などにも対応できるよう、学校関係者とわくわくプラザの関係者との間で、迅速な情報交換・情報共有を行うなど事業が円滑に進むよう、十分な連携・協力を図ります。

また、保護者との日常的・定期的な対話等を通じて、家庭とも密接に連携し、児童の成長を関係者で共有します。なお、児童の状況等には家庭が関係する場合もあることから、対話等を通じて保護者が抱える悩みや不安を把握し、保護者に対する支援につなげていきます。

(4) 特別な配慮を要する児童への対応

障害のある児童や特別支援学校及び特別支援級に在籍する児童、その他特別な配慮を要する児童も安心して過ごすことができるよう、職員を追加で配置し安全・安心な居場所を確保します。

(5) 放課後児童健全育成事業の開所時間

放課後から午後6時まで、土曜日は午前8時30分から午後6時まで、土曜日以外の学校休業日は午前8時から午後6時までわくわくプラザ事業を実施しています。さらに、午後6時までに、児童のお迎えが難しい場合に午後7時まで児童の安全・安心な居場所を確保する子育て支援わくわくプラザ事業を実施しています。

(6) こどもの自主性、社会性等のより一層の向上

こども一人ひとりの発達の状況が異なることを踏まえ、関わりを考え、遊びや生活の中でそれぞれのこどもの感情や意思を尊重し、社会性、自主性の向上を図ります。

(7) 放課後児童健全育成事業における支援内容の利用者等への周知

支援の内容を個々の保護者に日常的に伝えるとともに、定期的にわかりやすく説明します。また、定期的にお便りを発行し、小学校や地域に配布するなど広く周知します。

(8) 事業の質の向上

職務を遂行する上で必要な知識や技能の習得を目的とした、わくわくプラザ事業に従事する職員の資質向上のための研修を実施します。

3 放課後児童健全育成事業の量の見込みと確保方策及び放課後子供教室の目標事業量と確保事業量**(1) 放課後児童健全育成事業**

本章第1節の7(5)「放課後児童健全育成事業」に記載しています。

(2) 放課後子供教室(校内交流型)

(単位:実施か所数(か所))

全市域	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
目標事業量	115	115	115	115	115
確保事業量	115	115	115	115	115